

## 講習会テキストダイジェスト版

## ＜産業廃棄物コース＞

【お願い】 出典資料を使用する場合は、出典元の関係団体等の承諾を得てください。

## 3-3-2 委託処理

- (1) 排出事業者は、産業廃棄物の運搬または処分を委託する場合は、県政令市より許可を得た収集運搬業者または処分業者にそれぞれ委託しなければなりません。また、委託内容（産業廃棄物の種類など）が、許可証に記載されている内容に含まれていることを確認しなければなりません。
- (2) 排出事業者は、産業廃棄物の運搬または処分を委託する場合は、法定事項を記載した書面により契約しなければなりません。また、委託契約書に処理業者の許可証の写し（コピー）を添付して、契約の終了の日から5年間保存しなければなりません。
- (3) 産業廃棄物を搬出する際には、廃棄物の種類ごとにマニフェストを交付しなければなりません。

## 【 解 説 】

## (1) 処理業者の許可内容の確認

## ① 処理業者の許可の種類

産業廃棄物処理業の許可の種類は以下のとおりです。

- ・ 産業廃棄物収集運搬業者（積替保管なし、積替保管あり）
- ・ 産業廃棄物処分業者（中間処理、最終処分、中間処理と最終処分を兼ねる）
- ・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業者（積替保管なし、積替保管あり）
- ・ 特別管理産業廃棄物処分業者（中間処理、最終処分、中間処理と最終処分を兼ねる）

（■資料2 処理業者の許可番号と県政令市の一覧）

## ② 収集運搬業者についての主な確認事項

- ・ 運搬できる産業廃棄物の種類
- ・ 排出場所（作業所）ならびに搬出先（処理施設）の所在地の県政令市の許可  
ただし、運搬途中に通過する県政令市の許可は不要となります。また、積替保管場を経由する場合はその積替保管場の所在地の県政令市の許可が必要となります。

## ③ 処分業者についての主な確認事項

- ・ 処分できる産業廃棄物の種類
- ・ 処分の方法及び処分施設の能力

## (2) 処理業者の選定等における法改正に伴う留意事項

法改正に伴い、排出事業者が認識すべき事項は以下のとおりです。

## ① 収集運搬業の許可の合理化

都道府県内で政令市の区域を越えて運搬する場合は、その都道府県の許可で足りることになります。（ただし、積替保管のある場合は従来のとおりです。）

## ② 処理困難通知

産業廃棄物の適正な処理が困難となった処理業者は、この旨を排出事業者に通知しなければなりません。なお、処理業者からこの通知を受けた際に、処理が終了した旨のマニフェスト（B2票、D票、E票）の送付を受けていないときは、通知を受けた日から30日以内に「措置内容等報告書」を県政令市に提出しなければなりません。

（■資料4 措置内容等報告書）

## ③ 排出事業者による処理状況の確認の努力義務

排出事業者は、委託した産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理状況を現地確認または「優良認定業者」の公表情報により確認し、適正に処理されるよう必要な措置を講じることに努めなければなりません。（「優良認定業者」のインターネットによる公表情報については、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団の「産廃情報ネット」の産廃処理業者検索システム「さんばいくん」で、検索・閲覧できます。）

## ④ 優良産廃処理業者認定制度

「優良基準」に適合していると県政令市から認定された処理業者を「優良認定業者」とする制度が新たに定められています。なお、この処理業者については、処理業の許可の更新期間が通常の5年間から7年間に延長されています。

## (1) 優良産廃処理業者認定制度とは？

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県政令市が審査して認定する制度です。認定された産廃処理業者は、遵法性や事業の透明性が高く、財務内容も安定しています。

産業廃棄物を排出する事業者のメリット	優良認定業者のメリット
<p>①排出事業者責任の履行（注意義務）</p> <p>排出事業者は、優良認定業者が本制度に基づいて公表している産業廃棄物処理状況や施設処理能力等の情報を十分に比較・吟味した上で、処理委託先を選定した場合、注意義務が果たされていることを示す一つの要素として考慮されます。</p> <p>②インターネット上で容易に優良な処理業者を探し、詳細情報を得ることでより安心して優れた委託先候補を選択できます。</p> <p>③優良認定業者に委託している場合は、処理状況を公表情報により間接的に確認できます。</p> <p>④多量排出事業者報告に優良認定業者への委託量を記載し、環境に配慮した事業活動の実施をアピールできます。</p>	<p>①許可の有効期間が7年間に延長されます（通常は5年間）。</p> <p>②優良マークが表示された許可証などにより排出事業者へアピールが可能です。</p> <p>③インターネット上で優良認定業者リストに掲載され、ネットで検索されます。</p> <p>④財政投融资による優遇措置があります（日本政策金融公庫の低利融資）。</p> <p>⑤許可申請時の添付書類を一部省略可能です。</p> <p>⑥環境配慮法の「産業廃棄物の処理に係る契約」の入札で有利となります。</p>

## (4) 優良認定業者を探すには？

産廃処理業者検索サイト「さんばいくん」から検索することができます。 <http://www.sanpainet.or.jp/>

また、「さんばいくん」では、排出事業者における処理委託先の管理をサポートする「排出事業者向けメール/情報管理サービス」を提供しています。処理委託先の許可有効期限の1ヶ月前に電子メールが届くなど、多様な機能を無料で提供しています。

さらに詳しい情報として、ネット動画（環境省動画チャンネル）やパンフレット、運用マニュアルをインターネットで見ることができます。「環境省 優良産廃」で検索して下さい。

（一部抜粋：誰でもわかる!!日本の産業廃棄物（改訂6版）、21p, 23p 環境省監修、平成27年）

## (3) 委託契約の締結

法定事項を記載した委託契約書を用いて契約し、処理業者の許可証の写し（コピー）を添付して、契約の終了の日から5年間保存しなければなりません。

### ①委託契約書の記載事項

主な法定記載事項は以下のとおりです。

- ・委託する産業廃棄物の種類・数量
- ・運搬を委託する場合は、運搬の最終目的地の所在地
- ・処分を委託する場合は、処分施設の所在地、処分方法、処分施設の処理能力
- ・処分のうち中間処理を委託する場合は、その中間処理後の産業廃棄物の最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分を行う施設の処理能力
- ・委託契約の有効期間
- ・委託者が受託者に支払う料金

- ・処理業者の事業の範囲
- ・積替・保管施設経由の有無と施設所在地、保管できる廃棄物の種類（収集運搬の委託契約時）
- ・安定型産業廃棄物を委託する場合、積替・保管施設において他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項（収集運搬で積替・保管施設を経由する場合の委託契約時）
- ・適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
  - ・当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
  - ・通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
  - ・他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
  - ・次に掲げる産業廃棄物であって、日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付されている場合は、当該含有マークの表示に関する事項  
 廃パーソナルコンピューター、廃テレビジョン受信機、(略)
  - ・委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、**水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等**が含まれる場合は、その旨
  - ・その他当該産業廃棄物を取扱う際に注意すべき事項
- ・前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
- ・業務終了時の処理業者から排出事業者への報告に関する事項
- ・委託契約を解除した場合の処理されない廃棄物の取扱いに関する事項

\*水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等が含まれる場合の記載義務（施行：平成29年10月1）

## ②委託契約書の様式

記載事項は定められていますが、様式の指定はありません。どのような様式を用いるかは処理業者と相談してください。契約書の様式例は以下のとおりです。

- ・建設廃棄物処理委託契約書（(一社) 東京建設業協会、他）
- ・産業廃棄物処理委託契約書（(公社) 全国産業資源循環連合会）
- ・建設廃棄物委託基本契約書（(一社) 住宅生産団体連合会）

<p>建設廃棄物処理委託契約書 様式及び記入例</p> <p>平成25年6月</p> <p>一般社団法人 日本建設業連合会 一般社団法人 全国建設業協会 一般社団法人 日本建設業経営協会 一般社団法人 全国中小建設業協会 一般社団法人 東京建設業協会 建設廃棄物協同組合</p>	<p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">建設資料普及センター 御中</p> <p style="text-align: center;">(送付販売用)</p> <p style="text-align: center;">「建設廃棄物処理委託契約書」注文書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">商品名</th> <th style="width: 15%;">単価(税込)</th> <th style="width: 10%;">部数</th> <th style="width: 35%;">商品代金計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「建設廃棄物処理委託契約書」 <small>(契約書50枚、変更のお知らせ5枚、変更通知書5枚、変更契約書5枚)</small></td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> <td style="text-align: center;">セット</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>同上「様式及び記入例」</td> <td style="text-align: center;">600円</td> <td style="text-align: center;">冊</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">※太枠に申込み部数をご記入下さい。 ※お支払は、商品到着時に配達業者に代金(商品代・送料・代引手数料・手配料)をお支払下さい。</p> <p style="margin-top: 20px;">会社名： _____</p> <p>担当者： _____</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p>送付先： _____</p> <p>電話： _____</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">送信先： F A X 03-3552-1008 T E L 03-3552-5659</p>	商品名	単価(税込)	部数	商品代金計	「建設廃棄物処理委託契約書」 <small>(契約書50枚、変更のお知らせ5枚、変更通知書5枚、変更契約書5枚)</small>	1,000円	セット	円	同上「様式及び記入例」	600円	冊	円			合計	円
商品名	単価(税込)	部数	商品代金計														
「建設廃棄物処理委託契約書」 <small>(契約書50枚、変更のお知らせ5枚、変更通知書5枚、変更契約書5枚)</small>	1,000円	セット	円														
同上「様式及び記入例」	600円	冊	円														
		合計	円														

建設廃棄物処理委託契約書（(一社) 東京建設業協会、他）

収入  
印紙

# 複写 建設廃棄物処理委託契約書

年 月 日

※ 印紙税額は裏面参照

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する二者契約書である。ただし、「収集運搬及び処分用」は乙と丙が同一である場合に限る。

◎それぞれ実線で結ぶ。

契約区分 (収集運搬用・処分用・収集運搬及び処分用)

		収集 運搬用	処分用	収集 運搬 処分用
事業者 (甲)	住所			
	名称			
	代表者	(以下甲という)		
収集運搬会社 (乙)	住所			
	名称			
	代表者	(以下乙という)		
	許可番号 (排出場所 積替・保管場所)	(積替・保管場所)		
		(都道府県・政令市)	(都道府県・政令市)	
許可品目 (産業廃棄物)	がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 ( ) 石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、 廃プラスチック類、その他( )) 水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、 その他( )) (特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他 ( )			
許可車両 ( ) 台				
処分会社 (丙)	住所			
	名称			
	代表者	(以下丙という)		
	許可番号	(都道府県・政令市)		
許可区分	中間処理	最終処分		
許可品目 (産業廃棄物)	がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 ( ) 石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、 廃プラスチック類、その他( )) 水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、 その他( )) (特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他 ( )			

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。)の収集運搬又は処分(以下併せて「処理」という。)を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に従い適正に行うため、以下のとおり建設廃棄物処理委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(委託内容)

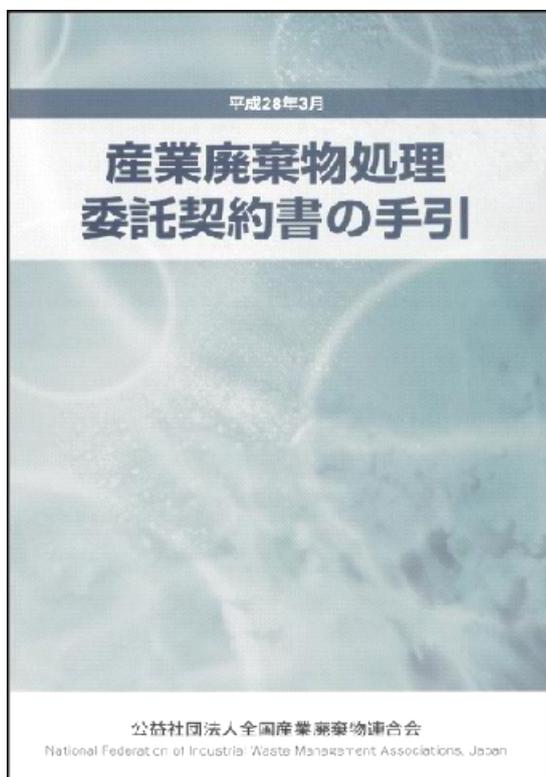
- 第1条 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。  
 2. 乙は、建設廃棄物処理委託契約約款(以下「約款」という。)の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。  
 3. 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。  
 4. 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

(処理料金)

- 第2条 乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。  
 2. 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。  
 1) 甲は、建設系廃棄物マニフェスト(紙並びに電子を含む。以下同じ)により丙への運搬終了を確認後、収集運搬料金を支払う。  
 2) 甲は、建設系廃棄物マニフェストにより最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。  
 3. 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

(様式例) 建設廃棄物処理委託契約書 ((一社) 東京建設業協会、他)

※様式の一部改訂 (H. 29. 12) 水銀使用製品産業廃棄物の追加



標準様式3

## 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書

収 入  
印 紙

排出事業者：\_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)と、  
 収集運搬及び処分業者：\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)は、  
 甲の事業場：\_\_\_\_\_ から排出される産業廃棄物の収集・運  
 搬及び処分に関して次のとおり契約を締結する。

**第1条 (法令の遵守)**

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

**第2条 (委託内容)**

## 1 (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

## ◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：_____	許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____	許可の有効期限：_____
事業範囲：_____	事業範囲：_____
許可の条件：_____	許可の条件：_____
許可番号：_____	許可番号：_____

(様式例) 産業廃棄物処理委託契約書 (平成28年3月、(公社) 全国産業資源循環連合会)

No. _____  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">建設廃棄物中間処分委託基本契約書</div> 2号様式          排出事業者 _____  中間処分業者 _____
---

## 建設廃棄物中間処分委託基本契約約款

### (目的)

第1条 この約款は、甲が排出する建設廃棄物（建設工事から排出される産業廃棄物または特別管理産業廃棄物、以下「廃棄物」という）の中間処分（以下「処分」という）について、甲乙間において締結される個々の処分委託契約（以下「個別契約」という）に共通する事項についてあらかじめ定める。

### (法の遵守)

第2条 甲及び乙は、処分業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令、行政指導等（以下「法令等」という）を遵守する。

### (適用範囲等)

第3条 甲乙間の廃棄物の処分に関する委託契約（以下「本契約」という）は、甲乙間において締結する「建設廃棄物中間処分委託基本契約書」に基づく契約（以下「委託基本契約」という）と、この約款及び個別契約によって一体として構成されるものとし、委託基本契約及びこの約款の規定は、個別契約に別段定めのない限り、全ての個別契約に適用する。

2 個別契約の規定と委託基本契約またはこの約款の規定が抵触するときは、個別契約の規定を優先して適用する。

### (個別契約の成立)

第4条 甲は、廃棄物の処分を乙に委託しようとするときは、その都度、排出場所ごとに指示書・注文書を作成し、乙に交付する（甲が乙に対し電子情報により発注することを含む）。指示書・注文書には、委託する廃棄物の種類、数量、排出場所、工事名もしくは事業所名、収集運搬業者、積替保管施設、中間処分施設、中間処分後の最終処分施設、委託金額、支払時期等を記入する。

2 委託内容の詳細については、甲が別に運搬を委託した収集運搬業者（以下「丙」という）を通じて乙に交付する、産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト（【発行元】建設九団体副産物対策協議会、【取扱元】建設マニフェスト販売センター、以下「マニフェスト」という）、または電子マニフェスト（【情報処理センター】財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター）によるものとする。

3 乙が、指示書・注文書を受領後、3日以内（祝祭日を除く）に異議を留めなかったときは、当該期間の経過をもって、個別契約が成立したものとみなす。

4 乙が前項の期間内に異議を申し出たときは、甲乙協議のうえ、当該個別契約の締結の可否につき決定するものとする。

(様式例)・建設廃棄物委託基本契約書 ((一社) 住宅生産団体連合会)

※この契約様式は、(一社) 住宅生産団体連合会のホームページよりダウンロードして使用できます。

## (4) 産業廃棄物管理票 (マニフェスト)

排出事業者は、産業廃棄物の引渡しと同時にマニフェストを、(廃棄物の種類ごとに) 交付しなければなりません。また、交付時の控え (A票) および処理業者から返送された伝票 (B2、D、E票) を5年間保存しなければなりません。

\* 石綿含有産業廃棄物と同様に、**水銀使用製品産業廃棄物**を委託処理する場合は、マニフェストの廃棄物の種類欄 (ガラスくず、金属くず等) に**水銀使用製品産業廃棄物**が含まれる旨、また、その数量の記載することが義務づけられています。(施行：平成29年10月1日)

## ① マニフェストの様式

記載事項は定められていますが、様式は指定されていません。どのような伝票を用いるかは処理業者と相談してください。

マニフェストの様式例は以下のとおりです。

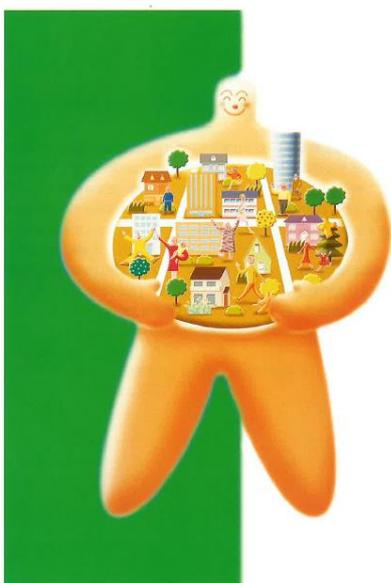
- ・ 建設系廃棄物マニフェスト (建設六団体副産物対策協議会)
- ・ 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) ((公社) 全国産業資源循環連合会)



建設系廃棄物マニフェストの売上金の一部は、産業廃棄物適正処理推進センターに設けられた不法投棄原状回復基金への資金拠出に充てられています。

初版 2001.1  
改訂 2001.4  
改訂 2006.4  
改訂 2008.3  
改訂 2010.5  
改訂 2012.9  
増刷 2014.2  
増刷 2015.5  
増刷 2016.7

## 建設系廃棄物マニフェスト のしくみ



発行：建設六団体副産物対策協議会

取扱元 **建設マニフェスト販売センター**  
〒104-0032 東京都中央区八丁堀2丁目5番1号  
TEL 03-3523-1630 (代表)  
FAX 03-3523-1639  
ホームページ <http://www.mani.gr.jp>

発行元 **建設六団体副産物対策協議会構成団体**  
(一社) 日本建設業連合会  
(一社) 全国建設業協会  
(一社) 住宅生産団体連合会  
(一社) 日本道路建設業協会  
(一社) 日本建設業経営協会  
(一社) 全国中小建設業協会

(出典：建設系廃棄物マニフェストのしくみ、建設マニフェスト販売センター)



産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

受付年月日 平成 〇〇 年 〇 月 〇 日	受付番号 2020000031	整理番号 〇〇〇〇〇〇〇〇	氏名 佐藤 大	③	④	⑩
事業者 氏名又は名称 〇〇食品工業(株)	住所 〒123-4567 東京都〇〇区〇〇1-2-3	電話番号 03-1111-2222	事業(品出)場 〇〇食品工業(株)	所在地 〒124-5556 東京都〇〇市〇〇4-5-6	電話番号 03-3333-1111	名称 〇〇食品工業(株) 〇〇工場
産廃廃棄物 種類(製造の産業廃棄物) <input type="checkbox"/> 0100 燃えがら <input type="checkbox"/> 1300 金属くず <input type="checkbox"/> 1600 廃紙(紙)	<input type="checkbox"/> 1700 引火性液体 <input type="checkbox"/> 2424 焼入がら(樹脂)	<input type="checkbox"/> 1800 汚泥 <input type="checkbox"/> 2425 廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 1900 廃油 <input type="checkbox"/> 2426 汚泥(有害)	<input type="checkbox"/> 2000 溶融 <input type="checkbox"/> 2427 廃酸(有害)	<input type="checkbox"/> 2100 溶融(有害)	数量(及び単位) 4t ⑧
<input type="checkbox"/> 2200 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 2300 有害のふん	<input type="checkbox"/> 2428 焼入(有害)	<input type="checkbox"/> 2429 焼入(有害)	<input type="checkbox"/> 2430 有害の死体	<input type="checkbox"/> 2431 有害の死体	<input type="checkbox"/> 2432 有害の死体	産業廃棄物の名称 魚腸骨 ⑩
<input type="checkbox"/> 2433 有害の死体	<input type="checkbox"/> 2434 有害の死体	<input type="checkbox"/> 2435 有害の死体	<input type="checkbox"/> 2436 有害の死体	<input type="checkbox"/> 2437 有害の死体	<input type="checkbox"/> 2438 有害の死体	有害物質等 見分方法 ⑫
<input type="checkbox"/> 2439 有害の死体	<input type="checkbox"/> 2440 有害の死体	<input type="checkbox"/> 2441 有害の死体	<input type="checkbox"/> 2442 有害の死体	<input type="checkbox"/> 2443 有害の死体	<input type="checkbox"/> 2444 有害の死体	備考・通情報 ⑬
管理票交付者(区分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	⑭
委託者 氏名又は名称 (有)〇〇環境	住所 〒189-1234 東京都〇〇市〇〇7-8-9	電話番号 042-333-6666	名称/所在地/電話番号 〇〇処理センター(株)	住所 〒210-0000 神奈川県〇〇市〇〇4-5-6	電話番号 045-1111-2222	〇〇有機(株) 〇〇事業所
区分委託者 氏名又は名称 〇〇有機(株)	住所 〒210-0000 神奈川県〇〇市〇〇4-5-6	電話番号 044-222-3333	名称 〇〇有機(株)	住所 〒210-0000 神奈川県〇〇市〇〇4-5-6	電話番号 044-1111-2222	〇〇有機(株) 〇〇事業所
委託者の氏名又は名称 (運搬担当者)の氏名 山本 〇 郎	住所 〒210-0000 神奈川県〇〇市〇〇4-5-6	電話番号 044-222-3333	氏名 山本 〇 郎	住所 〒210-0000 神奈川県〇〇市〇〇4-5-6	電話番号 044-1111-2222	〇〇有機(株) 〇〇事業所
委託者の氏名又は名称 (区分担当)の氏名 〇〇〇〇	住所 〒210-0000 神奈川県〇〇市〇〇4-5-6	電話番号 044-222-3333	氏名 〇〇〇〇	住所 〒210-0000 神奈川県〇〇市〇〇4-5-6	電話番号 044-1111-2222	〇〇有機(株) 〇〇事業所
委託者の氏名又は名称 (運搬担当者)の氏名 山本 〇 郎	住所 〒210-0000 神奈川県〇〇市〇〇4-5-6	電話番号 044-222-3333	氏名 山本 〇 郎	住所 〒210-0000 神奈川県〇〇市〇〇4-5-6	電話番号 044-1111-2222	〇〇有機(株) 〇〇事業所

一次マニフェストは  
ここには記入不要です。

空欄部分には  
斜線を引いてください。

「B2票」「D票」「E票」の  
送付を受けた時に  
「A票」のこの欄に  
日付を記入。

斜線部はA票では記入不要です。

**POINT**  
運搬受託者に廃棄物を  
引き渡した際、会社名・  
担当者の氏名が記入  
されていることを確認!

(様式・記入例) 産業廃棄物管理票 (マニフェスト)  
(出典: マニフェストシステムがよくわかる本 (平成28年版、(公社) 全国産業資源循環連合会)



(様式・記入例) 産業廃棄物管理票 (マニフェスト)

(出典: マニフェストシステムがよくわかる本 (平成 28 年版、(公社) 全国産業資源循環連合会)

②マニフェストの流れ

マニフェストの流れについての説明事例は以下のとおりです。

## マニフェストの流れ (1)

収集運搬業者1社で中間処理業者に委託する場合

注1) A ~ F は一次マニフェスト  
 B ~ F は二次マニフェストを表す  
 注2) ( )内は当該伝票の保存場所を示す

- ① A、B1、B2、C1、C2、D、E票 (排出時)  
排出事業者は、7枚複写の伝票に必要事項を記入し、廃棄物とともに7枚全部を収集運搬業者の担当者に渡す。
- ② A票  
収集運搬業者は、運搬担当者欄に運搬受託者名(会社名)と収集運搬担当者(運転手の氏名)のサイン(又は押印)、運搬受託者欄の車番・車種を記入し、A票を排出事業者に渡す。
- ③ B1、B2、C1、C2、D、E票 (引渡時)  
収集運搬業者は、廃棄物の運搬を終了した際、B1、B2、C1、C2、D、E票の「運搬の受託(1)」欄に運搬終了日を記入し、廃棄物とともに中間処理業者の担当者に渡す。
- ④ B1、B2票  
中間処理業者は、廃棄物の受領した際、B1、B2、C1、C2、D、E票の「処分の受託(受領)」欄に受領日及び処分受託者(会社名)を記入の上受領担当者がサイン(又は押印)し、B1、B2票を収集運搬業者に渡す。
- ⑤ B2票  
収集運搬業者は、B1票を自らの控えとして保存するとともに、運搬終了後10日以内にB2票を排出事業者に返送する。
- ⑥ C2、D票 (処分終了時)  
中間処理業者は、廃棄物の処分を終了した際、C1、C2、D、E票の「処分の受託(処分)」欄に処分終了日及び処分受託者(会社名)を記入の上処分担当者がサイン(又は押印)し、処分終了後10日以内にC2票を収集運搬業者に返送する。
- ⑦ D票 (処分終了時)  
中間処理業者は、廃棄物の処分を終了した際、10日以内にD票を排出事業者に返送する。  
\* 排出事業者がマニフェストを交付した日から90日以内であること(特別経理産業廃棄物については60日)
- ⑧ E票 (最終処分終了確認時)  
中間処理業者は、排出事業者から受託した廃棄物について、最終処分(再生を含む)の委託先すべから最終処分(再生を含む)が終了した報告を受け(2次マニフェスト\*)のD、E票の返送を受けた時、C1、E票の「最終処分終了日」欄及び「最終処分を行った場所」欄に必要事項を記入する。また、最後の最終処分終了の報告を受けたとき(最後の2次マニフェスト\*)のD、E票の返送を受けた時)から10日以内に、E票を排出事業者に返送する\*\*ととともに、C1票を自らの控として保存する。  
\*1 2次マニフェスト: 中間処理業者が最終処分等を委託する際に交付するマニフェスト  
\*\*2 排出事業者がマニフェストを交付した日から180日以内であること

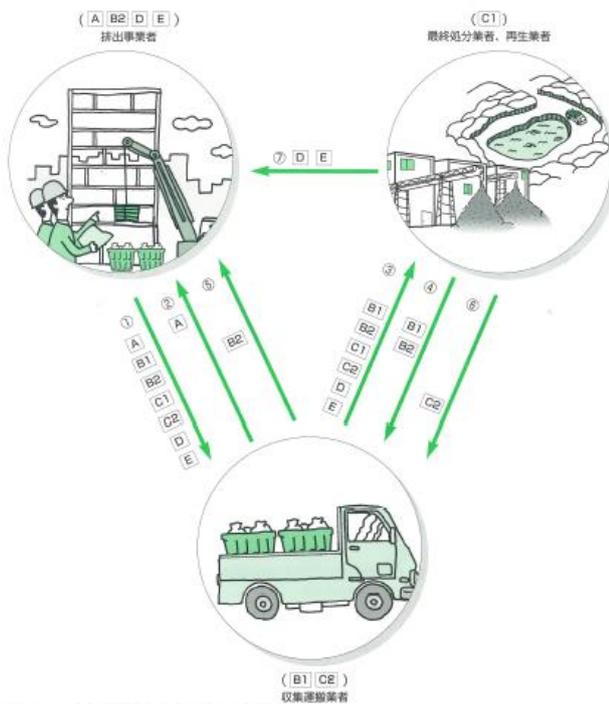
マニフェストの流れ (中間処理業者に委託する場合)

(出典: 建設系廃棄物マニフェストのしくみ、建設マニフェスト販売センター)

20

## マニフェストの流れ (3)

収集運搬業者1社で最終処分業者、再生業者に直接委託する場合



### ①A、B1、B2、C1、C2、D、E票 (排出時)

排出事業者は、7枚複写の伝票に必要事項を記入し、廃棄物とともに7枚全部を収集運搬業者に渡す。

<収集運搬を再委託した場合>

上記の「収集運搬業者」は「再委託収集運搬業者」とする。委託収集運搬業者の名称等は「追加記載事項」欄に記入する。

### ②A票

収集運搬業者は、廃棄物を受領した際、A、B1、B2、C1、C2、D、E票の「運搬の受託(1)」欄に運搬受託者(会社)名を記入の上サイン又は押印し、A票を排出事業者に返す。

### ③B1、B2、C1、C2、D、E票 (引渡時)

収集運搬業者は、廃棄物の運搬を終了した際、B1、B2、C1、C2、D、E票の「運搬の受託(1)」欄に運搬終了日を記入し、廃棄物とともに最終処分業者、再生業者に渡す。

### ④B1、B2票

最終処分業者、再生業者は、B1、B2、C1、C2、D、E票の「処分の受託(受領)」欄に受領日及び処分受託者(会社)名を記入の上サイン又は押印し、B1、B2票を収集運搬業者に返す。

### ⑤B2票

収集運搬業者は、B1票を自らの控として保存するとともに、運搬終了後10日以内に、B2票を排出事業者に返送する。

### ⑥C2票 (処分終了時：最終処分終了確認時と同じ)

最終処分業者、再生業者は、処分終了後、C1、C2、D、E票の「処分の受託(処分)」欄、「最終処分終了日」欄、「最終処分を行った場所」欄に各々必要事項を記入し、処分終了後10日以内に、C2票を収集運搬業者に返送する。

### ⑦D、E票 (最終処分終了確認時)

最終処分業者、再生業者は処分終了後10日以内に、D票とともにE票を排出事業者に返送し、C1票を自らの控として保存する。

## マニフェストの流れ (最終処分業者、再生業者に委託する場合)

(出典：建設系廃棄物マニフェストのしくみ、建設マニフェスト販売センター)

### ③マニフェストが返送されない場合の措置

以下の場合、これより30日以内に、法定様式(措置内容等報告書)を用いて県政令市に報告しなければなりません。

- ・90日(特別管理産業廃棄物の場合は60日)を過ぎてもB2票、D票が返送されない場合
- ・180日を過ぎてもE票が返送されない場合
- ・返送されたマニフェストに記載の不備などがある場合

(■資料4 措置内容等報告書)

### ④電子マニフェスト

電子マニフェストを使用する場合は、廃棄物処理法に定める指定機関「情報処理センター」((公財)日本産業廃棄物処理振興センター)の運用するJWNETに登録しなければなりません。

### (5) 委託時の留意事項

#### ①県外廃棄物の事前協議

県外の処分施設に搬出する場合、県政令市によっては条例等により、県外からの産業廃棄物の搬入について事前協議制度を設けている場合があります。このような場合、処理業者の協力のもとに事前の届出などの手続きを実施しなければなりません。

#### ②専ら物(もっぱら物)

もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古繊維を「専ら物」といいます。この「専ら物」を専門に取り扱っている(既存の)回収業者等については、産業廃棄物処理業の許可は不要とされています。また、このような業者に専ら物の処理を委託する場合は、マニフェストの交付は不要とされています。

### 3-4 処理実績等の報告

- (1) 排出事業者は、マニフェストの交付実績（年度実績）を県政令市に報告しなければなりません。  
 (2) 多量排出事業者に該当する場合は、処理計画及び処理実績を県政令市に報告しなければなりません。

#### 【 解 説 】

##### (1) マニフェスト交付実績の報告

排出事業者は、県政令市ごとの（工事現場における）マニフェストの交付実績（3月末までの年度実績）を「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」に取りまとめ、6月末までに報告しなければなりません。具体的には県政令市のホームページを参照してください。なお、電子マニフェストを用いた場合は、報告は不要となります。

##### (2) 多量排出事業者としての報告

県政令市ごとの（工事現場における）産業廃棄物の発生量の合計（年度実績）が1,000トン以上（特別管理産業廃棄物は50トン以上）となる場合は、当該県政令市における多量排出事業者に該当することになります。多量排出事業者は、以下の処理計画を策定し、前年度の実績と併せて6月末までに県政令市に報告しなければなりません。報告様式等の具体的な内容については、それぞれの県政令市のホームページを参照してください。

- ・産業廃棄物処理計画書（様式第二号の八）
- ・産業廃棄物処理計画実施状況報告書（様式第二号の九）

なお、報告様式の改訂により、「優良認定業者」への委託量などを区分して報告することになります。また、法改正により、報告の不実施は罰則（過料：20万円以下）の対象となります。

#### ●●トラブル事例●●

##### ●措置命令

- 委託契約書の締結なし、マニフェストの交付なしに建設廃材の処理を業者に委託したが、その業者が違法に堆積したまま片づけられないため、措置命令として、廃棄物の片づけを命じられた。
- ※産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、委託契約の締結、マニフェスト（複写伝票）の交付などが義務づけられています。これを怠った場合、「刑事処分」としての罰金（懲役を含む）とは別途に、「行政処分」として措置命令の対象となります。例えば、不法投棄を行った処理業者に片付け（原状回復）を行う資力の無い場合、委託契約の締結、マニフェストの交付を怠った排出者にも、罰金とは別途に、行政処分として産廃の片付けや費用の負担などが命じられる（措置命令）こととなります。

##### ●委託基準違反

- ビル解体工事で発生した石綿の処分を知り合いの建設業者（処理業の許可なし）に委託。山林への不法投棄が発覚し、委託者、受託者ともに逮捕。
- 家屋解体工事で発生した廃棄物の処分を無許可の者（投棄禁止で逮捕済）に委託したとして、委託基準違反で逮捕
- 家屋解体工事で発生した廃棄物の処分を無許可の者（許可の無いことを知りながら）に委託したとして、委託基準違反で逮捕
- 店舗改修工事で発生した内装材を無許可の廃品回収業者（公園に投棄して逮捕）に委託したとして、委託基準違反で送検

##### ●マニフェストの不交付等

- 公共工事で虚偽のマニフェストを交付したとして、工事担当者が送検された。（虚偽管理票交付）
- 産廃業者の不法投棄事件に関連して、マニフェストの交付を怠り、空白のマニフェストをまとめて処理業者に渡していた建設業者の職員が送検された。

##### ●引受け禁止違反

- 法改正により、マニフェストの交付を受けないで産業廃棄物を引き受けた処理業者にも罰則が科されることになった（引受け禁止違反）が、これに伴い、交通検問でマニフェストを持たない建設業者が摘発され、搬入先の処理施設が事業停止処分を受けた。

#### （建設現場従事者の）産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会 のご案内

<産業廃棄物コース><残土・汚染土コース><総合管理コース>

【お問い合わせ先】（公財）産業廃棄物処理事業振興財団 講習会事務局 03-4355-0155

■講習会のホームページ [http://www.sanpainet.or.jp/service/service06\\_1.html](http://www.sanpainet.or.jp/service/service06_1.html)